

薬害肝炎訴訟を支援する会 <東京ニュース>

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-1 1-1 2 岩下ビル4階
オアシス法律事務所内（事務所が移転しました）
：電話 03-5363-0138 fax：03-5363-0139
kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp

あけましておめでとうございます。皆様のご支援、本当にありがとうございました。おかげさまで、昨年肝炎対策基本法が成立しました。

しかし、肝炎対策基本法成立は、いわば出発点です。肝炎患者が安心して暮らせる社会の実現のために、今後ともご支援、よろしくお願い致します。

今回は肝炎対策基本法特集です。ずっしりとした原稿が集まりました。

肝炎対策基本法成立に際しての声明

2009年11月30日

薬害肝炎全国原告団代表 山口 美智子

11月26日の衆議院可決を経て、本日30日参議院にて全会一致で可決し、肝炎対策基本法が制定しました。2年越し3度目の国会で、ようやく肝炎問題全面解決への大黒柱が立ちました。

2002年10月の薬害肝炎訴訟の初提訴以来、5年の闘いを経て昨年1月の薬害肝炎救済特別措置法が制定しました。その際、薬害肝炎原告団は、やっと全面解決への土台ができただけなので早急に350万人の患者に対する支援策の実現をと、当時の福田首相や舛添厚労相に訴えました。全ての政党も超党派でウィルス性肝炎患者の支援策の実現に向けてさらに取り組むと約束してくださいました。

ところが、国会も世論も、まるで肝炎問題は完結したかのような風潮でした。それからの1年半、薬害肝炎原告団は、あらゆる場で「肝炎問題は終わっていません」と言い続け、また肝炎患者3団体（日肝協、B型肝炎訴訟原告団、薬害肝炎原告団）が連帯し「もう待てない350万人のいのち」のスローガンのもと、集会や街頭での全国キャンペーンを展開してきました。約28万筆の署名が集まり、国会に請願もしました。

しかしながら、不安定な政局に振り回され、与野党から提出されていた2つの法案も廃

案になってしまったのです。またもや肝炎患者の命が置き去りにされてしまったと、会期末ぎりぎりまで諦めずに活動してきた薬害肝炎原告団は打ちひしがれました。それは、この間、薬害肝炎原告団の元原告等が治療を開始し、強い副作用をおして国会要請活動を重ねてきたからです。私自身、「今こそ勝負の頑張り時」と何度呼びかけてきたことでしょうか。

その後政権交代しての臨時国会では、政治の責任を果たして頂けると静観の体勢でいたのですが、国会召集となっても、肝炎法案は上程されないままでした。やはり当事者である患者自らが動かなければ何も進まない現状を改めて思い知らされ、薬害肝炎原告団は国会要請行動を重ねました。

その結果、まったなしの肝炎患者の状況を理解していただいた超党派の国会議員の方々のご尽力により、ようやく今日という日を迎えることができました。

薬害肝炎原告団の最終目標である「ウィルス性肝炎患者が安心して治療に専念できる恒久対策」実現への大きな一歩を踏み出したことは確かです。

全面解決への「大黒柱」ができたからには、予算措置という「梁」ができてこそ、しっかりとした肝炎患者救済につながります。「命を大切にす政治」が「命を救済する予算措置」を実現してこそ、政権交代の意味があるのです。

さあ、次なる闘いの先頭に立たれるB型肝炎訴訟原告団へ、薬害肝炎原告団から本日バトンを渡します。

そしてこれまで私たち薬害肝炎原告団を支えていただき、共に闘っていただいた皆さまに対して心より感謝申し上げます。

肝炎対策基本法が制定されて

薬害肝炎訴訟東京元原告 47番

平成20年11月30日、運命の日、肝炎対策基本法成立」。国会の傍聴席で、私は目頭が熱くなりました。多くの支援者の方々、患者会の方々、そして弁護士の先生のお力添えがあったからこその実現です。また、山口代表や浅倉東京代表の数えきれないご苦勞は、私達原告の知る由もありません。この法律を待たないで無念の思いをなされた方の事を思うと、やり切れない思いです。

さて、この法律ができて、ほっとするのも束の間、法律の具体的な内容が全く決まっていないう事に気づかされます。治療費助成制度の金額や助成回数の撤廃、あるいは助成対象となる具体的な治療の内容・・・など、まだ何も決まっていないうのです。

世間も患者たちも、基本法が成立したことで、すべてひと段落したかのような風潮になっております。そうではない事を、私達患者は、知っておかなくてはなりません。

私は、インターフェロンの医療費助成制度を使って、昨年まで治療しましたが、治りま

せんでした。4度目のインターフェロン治療でした。病院の治験や都の医療費助成制度を使って何度も治療をし、ペグリバ併用治療で、初めての陰性化だったのです。

副作用が酷く、一般に言われているような熱や咳、皮膚疾患、脱毛、味覚障害などは、すべて経験しました。また、不眠から鬱へ、膵炎や末梢神経障害も起こし、治療を中断したり、薬の量を調節して2年以上の治療を行いました。後半では、副作用で甲状腺機能亢進症（バセドウ病）にもなってしまい、ウイルス再燃と同時に治療は中止になりました。私自身にも家族にも、これ以上の苦痛はあり得ないという悲惨な治療でした。もう二度と治療はしたくありませんが、治療しなければ、生き続けられません。

現在は、副作用で傷んだ身体を修復しながら、再度治療を考えているところです。しかし、前回までの助成内容では、もう医療費助成は使えません。副作用負担軽減の治療であるインターフェロン少量長期治療も肝庇護剤も助成対象にはなっていません。長い闘病生活だけでも、もう耐え難い状態であるのに、治る為の治療費を患者に負担させないでほしいです。

高齢化する患者、重症化する患者が増えて行く中、幅広い治療費の助成と今後の難治性患者の治療の研究を、国は責任持って行ってほしいと思います。

新しい年をあらたな決意で迎えて！！

NPO法人東京肝臓友の会
事務局長 赤塚 堯

明けましておめでとうございます。

2010年の元旦、私の住む日野市は氷点下5度を示していましたが、初日の出を見るために浅川土手に走り、大勢の人々と御来光を拝みました。雲ひとつない地平線から昇る太陽は神々しくつい手を合わせました。振り返って西を見れば真っ白な富士山がくっきりと川の上流に聳えて思わずまた手を合わせてしまいました。

ニューヨークの世界貿易センタービルの爆破で始まった21世紀はイラク、アフガン戦争をはじめ世界経済の破綻など不安と恐怖に明け暮れ、日本でも戦前回帰の流れ、構造改革による経済の破綻、格差の拡大など夢も希望も持てない社会になってしまいました。そんな流れを黒人初の米国大統領の出現、日本では「政権交代」が実現し、ようやく世界も日本も社会変革の兆しが見え始めた年になったように思います。今年の初日の出がとくに素晴らしく見えたのはそんなためかもしれません。

09年は念願の「肝炎対策基本法」がついに成立し、肝炎患者運動にとっても一つの大きな転機を迎えました。患者会結成以来、私たちは先進国日本における肝炎蔓延の原因は医療行為であり、国の医療、血液行政の不備、怠慢によるもので患者の救済は国の責任であると主張し20年にわたる毎年の国会請願署名で要望してきました。その実現に向けて

大きな一步を踏み出したのが「基本法」の制定です。まさか昨年11月の短期間の臨時国会で成立するとは思っていませんでしたので驚くとともに、その流れをつくった原告・弁護団・患者会の必死の取り組み、各党の議員さんたちの努力には頭がさがるばかりです。これは歴史に残るものとなったのではないのでしょうか。

しかし、「肝炎対策基本法」の成立は骨組みが出来たということで、その中身はこれからの取り組みで決まります。東京肝臓友の会には約3500名の会員がいますが、その多くが高齢化と病気の重症化で苦しんでいます。全国の肝炎患者の実態もほぼ同様だと思います。私自身は1992年の初期のインターフェロン治療を実施して、完治率3%という幸運の中に入ってウイルスを排除できました。結核の肺切除で大量の輸血を受け感染したのですが、以後、働き盛りに入退院を数十回繰り返し苦しい思いをしました。患者会と一緒に立ち上げた療友はほとんどが亡くなりましたが、そんな経験から「肝がん撲滅、すべての肝炎患者に救済を」の精神で患者会運動に取り組んできています。平成22年度の予算案を見ても「肝硬変、肝がん」に対する救済の手は差しのべられていません。病状が重症化し、治療上も生活の面でも計り知れない苦しみに堪えている「肝硬変、肝がん」患者さんの救済なしに「もう待てない！350万人のいのち」のスローガンを降ろすわけにはいきません。引き続きみなさんと一緒に闘いをと心から願っています。

肝炎対策基本法成立について

B型肝炎訴訟原告

東京代表 坂岡 佳子

明けましておめでとう御座います。

昨年、国会で肝炎対策基本法が賛成多数で成立しました。初めて国会傍聴をしまして、とても感動致しました。これも活動の皆様そして弁護士の方々、又山口代表の積極的な行動力の賜と敬意を表します。

私の息子は昭和42年春に生まれました。丸々と太っていて健康そのものでした。市から予防接種の連絡があり、未だヨチヨチ歩きの息子を抱いて保健所に行きましたら、赤ちゃんを抱っこしたお母さん達がずらりと並んでいました。看護婦さんが次々と赤ちゃんの腕に消毒綿も変えず拭いて行きました。お医者さんが一本の針が付いた筒の注射液が無くなるまで打ち続けているのを見ていた私は、とても嫌な気がしました。その後スクスクと育ち、大病もせずバドミントン部に所属し、試合に出たりして友達も多かったです。サラリーマンになり家計も助けてくれた長男が、平成11年8月31日午後勤務先で突然吐血をしたから今から帰ると、電話が切れてしまいました。心配になり近所の内科に行き総合病院を紹介して頂きました。30分後横浜に着いた長男に直ぐ病院に行くよう伝え、主人と二人で駆けつけました。夜8時頃先生に呼ばれ、「息子さんは、母子感染によるB

型肝炎です。腹水も溜まり静脈瘤破裂で吐血しました。取り敢えずピンで止めましたが、B型肝炎による肝臓癌で肝臓の3分の2以上も癌で、もう手の施しようがありません。あと1週間の命です！」と告知され一瞬頭が真っ白になり涙も出ませんでした。それから個室での昼夜の看病が始まりました。長男に「母子感染で毅にこんな辛い思いをさせてご免よ！御免よ！」と謝りました。息子は「そんなに心配するなよ、何処でどうなったのか分からないんだから！」とかすれた声で優しく云ってくれました。大学卒業後、腹水が溜まる迄一生懸命に働き、これからと云う時に平成11年9月25日息子は32歳で人生を閉じる事になりました。辛い思いは一生抜けません。後日主人と二人で検査を受けましたらB型肝炎はマイナスでした。しばらくして二男が話し始めました。長男が「入社の時の健康診断で肝臓の数値が高く、市民病院で検査を受けたら母子感染によるB型肝炎と診断され、2ヶ月程治療を受けたけど、母子感染だとお母さんに話すと辛い思いをさせるから、絶対に云うなよ」と男同士の約束をしたそうです。一時は息子を恨めしく思いましたが、親に心配をかけたくないとの息子の気持ちを思い、今も涙が涸れる日はありません。又「2回病院に行ったけど治療費が高く、会社を休んでばかりではSEの仕事も出来なくなり、失業になったら大変だからもう治療はしない」と云っていたそうです。肝臓は物言わぬ臓器と言われています。疲れは仕事の疲れと思い、死に至る怖さをお医者から聞いていなかったのかも知れません。

幼児期の注射の回し打ちによるB型肝炎ウイルス感染の癌だった事、母子感染でなかったことを国に謝罪して貰って早く息子に報告したいと思い提訴しました。提訴してみますと多くの原告の方や提訴出来ない方々が、息子と同じように高額の治療費に悩み、会社を解雇されて家族破壊など色々な辛い思いをしていらっしゃるのを目前にしました。一人でも息子の様にならない為に実名公表して、B型肝炎訴訟原告として患者会と薬害肝炎の二団体ともに3団体で街宣やビラ配り、署名活動そして国会議員に肝炎対策基本法成立の請願を皆様から温かくご指導を受け頑張ってきました。高島さんが描いていらした基本法を全う出来ます日が訪れ、350万人が安心して治療や生活援助を受けられて「良かった！」と云える日々が来ます事を念願して居ります。B型肝炎は幼少期の肝炎ウイルスが肝臓に住み着き中々抜けません。もしウイルスを排除出来る薬が開発されたなら！何時癌になるだろうと怯えながら過ごさなくても、穏やかな人生が送れるのにと、夢が実現に変わる日を待ち望んでいます。B型肝炎訴訟の早期解決に向けて、尚一層の努力をしなければと思っています。政治に翻弄される事なく既に患者さんは重篤を目前にして居ります。「命を大切に」のスローガンを守って貰いたいと、心から願って居ります。未だ肝炎問題は終わっていないと云う一言を付け加え、肝炎対策基本法成立について私の気持ちをお話させて頂きました。

肝炎対策基本法は出発点！今後もご支援ください！

弁護士 服部 功志

昨年11月30日、肝炎対策基本法が遂に成立しました。同法には、肝炎の予防、肝炎検査、医療体制の確保、人材育成、肝炎に関する調査・研究、医薬品の研究開発、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者の人権の尊重といった事項に関して「必要な施策」を講ずると規定されています。

しかし、法律が成立し黙っていれば、肝炎対策が進むという訳ではありません。

今から3年半前、同じく特定疾患の総合対策基本法として、「がん対策基本法」が成立しました。がん対策は、同法の成立以降、予算も大幅に増え、また、国や各都道府県の策定した「がん対策推進計画」によって具体的な目標と達成時期が明記されました。そして、がん患者も、法律に頼ることなく、国に対してそして各地で積極的な運動を展開し、自分たちが真に求めるがん対策の実現を訴えてきました。しかし、残念ながら、同法施行後2年経った今も、「形は整ったが、内実はまだまだこれから」というのが実情です。

それに加え、肝炎対策基本法の内容は、がん対策基本法と比べると、国に策定義務が課されているのが「基本計画」ではなく「基本指針」に過ぎない結果、具体的な目標と達成時期が明記されないおそれがある、実施主体である各都道府県に施策を具体化する義務が課されていないという2つの点で劣っているという点も注意する必要があります。

この春あたりから、国の考えている肝炎対策の中身が徐々に見え始めていくことになるでしょう。まずは、厚生労働省の設置する肝炎対策推進協議会において、患者代表者が積極的に発言し、施策に患者の声を反映させていく必要があります。

そして、各地においても、原告が、患者会や支援者との結束を高め、各都道府県の肝炎対策の実情を勉強しつつ、各都道府県担当者に対して「真に患者の望んでいる施策」の実現を粘り強く求めていかなければなりません。

基本法の成立は目標ではなく、出発点に過ぎません。肝炎患者が安心して暮らせる社会が本来に実現されるまで、もうひと踏ん張りが必要です。今後もご支援宜しく申し上げます。

ご案内

会費やカンパの振込先は以下の通りです。よろしくお願い致します。

【郵便振替口座】

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

【銀行口座】

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通貯金

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 世話人 小松雅彦

「肝炎対策基本法の制定に関する請願書」署名へのご協力、ありがとうございました。今後も、具体的な政策実現へむけて行動提起がありましたら、ご協力をお願いします。